

# ご利用案内

## 東明公民館

### 所在地

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 住 所     | 〒489-0848 瀬戸市西拝戸町16番地の3 |
| 電 話 番 号 | (0561) 82-8024          |

### 利用案内

|                  |                                           |
|------------------|-------------------------------------------|
| 開 館 時 間          | 午前9時～午後9時                                 |
| 休 館 日<br>(利用不可日) | 年末年始(12月28日～1月5日)                         |
| 事務協力員勤務時間        | 午前9時～午後1時(土曜・日曜・祝日除く)                     |
| 受 付 案 内          | 開館日の月曜日～金曜日                               |
| 受 付 時 間          | 午前9時～午後1時 ※事務協力員勤務時間内                     |
| 受 付 期 間          | 利用日1ヶ月前～利用前日まで                            |
| 申 込 方 法          | 直接公民館へ申し込んでください<br>※ 空室状況については電話照会をお受けします |

### 利用の制限

公民館は、様々な学習機会や集会の場を提供し、文化活動、生涯学習のための社会教育施設です。

公民館は、市の事業・公民館の事業・連区の事業・地域の団体の利用が優先されます。

以下の場合には利用の制限があります。

- ◎個人での利用(団体での利用が原則です)
- ◎公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある(他に迷惑となる行為)と認めたとき
- ◎他連区団体が継続的に利用するとき
- ◎営利(販売、営業、宣伝、勧誘、塾など)を目的とした活動
- ◎特定の政党や支持者の利害・支援に関する活動(公職選挙法に基づくものを除く)
- ◎特定の宗教や宗派、教団の支持・支援に関する活動
- ◎飲酒を目的とする集会
- ◎その他、特別な理由のあるとき

### 令和6年4月1日からの施設利用料

◎1時間単位で利用できます。

◎冷暖房費・消費税を含んでいます。

| 会 場     | 面積<br>(㎡) | 利用料(円)<br>1時間あたり | ※参考   |       |       |       |
|---------|-----------|------------------|-------|-------|-------|-------|
|         |           |                  | 2時間   | 3時間   | 4時間   | 8時間   |
| 大 集 会 室 | 128.56    | 600              | 1,200 | 1,800 | 2,400 | 4,800 |
| 会 議 室   | 44.19     | 500              | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 4,000 |
| 和 室     | 38.88     | 300              | 600   | 900   | 1,200 | 2,400 |
| 調 理 室   | 44.19     | 500              | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 4,000 |